

議案第90号

橋梁修繕工事（週休2日）の請負契約の変更について

橋梁修繕工事（週休2日）について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大口町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的	橋梁修繕工事（週休2日）
2 契約金額	変更減額 金25,236,200円 変更前 金61,380,000円 変更後 金36,143,800円
3 工期	変更前 令和7年6月24日から令和8年8月17日まで 変更後 令和7年6月24日から令和8年3月31日まで
4 契約の相手方	愛知県丹羽郡大口町さつきヶ丘二丁目238番地 丸周建設株式会社 代表取締役 近藤義則

令和7年12月3日提出

大口町長 鈴木雅博

（提案理由）

この案を提出するのは、巾下川4号橋の橋梁修繕工事の設計変更に伴い、契約金額及び工期を変更する必要があるからである。

変更設言内訳書

(単位：円)

	当初	変更
工事価格	(B) 58,211,000 円	(B1) 34,278,000 円
消費税相当額	(C) 5,821,100 円	(C1) 3,427,800 円
設計金額	(A) 64,032,100 円	(A1) 37,705,800 円
税抜契約金額	(E) 55,800,000 円	(E1) 32,858,000 円
消費税相当額	(F) 5,580,000 円	(F1) 3,285,800 円
契約金額	(D) 61,380,000 円	(D1) 36,143,800 円

$$E_1 = B_1 \times E / B \\ = 34,278,000 \times 55,800,000 / 58,211,000$$

$$\approx 32,858,000$$

$$F_1 = E_1 \times 0.10$$

$$= 32,858,000 \times 0.10$$

$$= 3,285,800$$

1 E1 の段階で千円未満切捨て

2 消費税相当額は、円未満切捨て

変更の理由

- ・繰越事業として進めていたが、補助金の繰越執行が出来ないため、令和7年度中に完了する工種のみに変更する。